

長野県内で地上設置型の太陽光発電施設を設置される予定の皆様へ、
大切なお知らせです。

長野県地域と調和した太陽光 発電事業の推進に関する条例

が制定されました。

令和6年4月1日から、県内に太陽光発電施設^(※1)を設置する場合は、

- ・事業構想段階で「**事業基本計画書**」を作成し、地域の皆様等に対し**説明会を開催することが必要**となります。(一部の市町村の区域を除く。)
- ・**特定区域内**^(※2)に施設を設置する場合は、知事の**許可が必要**となります。その他の場合は、事業着手前に知事への**届出が必要**となります。

※1 出力10kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く。)

※2 民有林の区域/地すべり防止区域/急傾斜地崩壊危険区域/土砂災害特別警戒区域/砂防指定地

※3 一部の市町村の区域では、本条例の適用がないため、手続きが不要です。(P.6参照)

条例制定の背景・目的

FIT制度(固定価格買取制度)の創設以降、太陽光発電の高いポテンシャルを有する長野県では、太陽光発電施設の設置が急速に広がりましたが、一方で、地上設置型の施設については災害の誘発、地域の景観・環境に及ぼす影響等に対する懸念から地域の住民等とトラブルになるケースも発生しています。

このため、2050ゼロカーボンの実現に向けて、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため、本条例を制定しました。



条例のポイント



01 対象となる施設

長野県内に設置される**出力10kW以上**の地上設置型の太陽光発電施設

- ・建築物の屋根、屋上等に設置されるものは対象となりません。
- ・実質的に同一の事業者が、近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で複数の太陽光発電施設を設置する場合は、一体の施設・事業として扱うことがあります。

02 本条例の適用のない市町村の区域

- ・既に市町村において地上設置型の太陽光発電施設の適正化のための条例を施行している場合は、当該市町村の区域においては、本条例の全部又は一部が適用されず、本条例に基づく手続きが不要となる場合があります。
- ・また、市町村において条例や要綱・ガイドラインを定め、一定の手続等を求めている場合がありますので、必ず確認してください。

03 特定区域

特定区域内での施設の設置は**原則制限**されます。

例外的に設置する場合は、**知事の許可が必要**です。



特定区域

- ・森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ・長野県砂防指定地管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地

※特定区域外に設置する場合は、**知事への事前届出**が必要です。

04 環境配慮区域

環境配慮区域内で50kW以上の事業を行う場合、事前に事業による影響の整理、環境保全策の検討が必要となります。

環境配慮区域

※R6.4.1現在、県内に現存する区域を記載

- ・国有林、地域森林計画対象私有林
- ・国立公園、国定公園、長野県立自然公園
- ・長野県自然環境保全地域
- ・水道水源保全地区
- ・希少野生動植物の生息地等保護区
- ・郷土環境保全地域
- ・水資源保全地域
- ・鳥獣保護区

05 必要となる手続き

① 事業基本計画書の作成・提出

- ◆施設を設置しようとする場合は、事業基本計画説明会の開催に先立ち **事業構想段階での計画を記載した書面**を知事に提出しなければなりません。

【主な記載内容】

事業者名、設置の場所、事業区域の位置・面積、出力、事業の内容・実施予定期間、設置計画、構造、景観保全措置・環境保全措置の検討結果(※)、維持管理計画、説明会を周知すべき関係住民の範囲、説明会の開催日時・場所、地域社会に資する事項 など

※環境保全措置の検討結果は環境配慮区域内の事業に限る。

- ◆事業基本計画書の作成に当たり、事業地の特定区域や環境配慮区域への該当の有無や、説明会の必要周知先については、関係法令の所管窓口や市町村にご確認いただく必要があります。

② 事業基本計画書の説明会の開催

- ◆施設を設置しようとする場合は、事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、**当該施設の設置に関する説明会を開催**しなければなりません。
- ◆開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を関係住民の見やすい場所において、掲示その他の適切な方法（説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧板、新聞広告への掲載など、地域の実情に応じた適切なもの）により周知します。
- ◆説明会については、**市町村条例等やFIT法に基づく説明会と併用して開催することもできますが、県条例では「関係住民」以外の方でも参加意思のある方の参加を拒むことはできません。**



③ 市町村長・地域住民等からの意見への対応

- ◆事業基本計画書について30日以上意見募集期間を設けるとともに、地域住民等から寄せられた意見・質問については、**誠実に回答**しなければなりません。

④ 許可申請書又は届出書の提出

- ◆**特定区域は災害を誘発する危険性の高い区域等であるため、当該区域での施設の設置は事前に知事の許可を得る必要があります。**
【許可の手引き】に基づき、手続を行ってください。
- ◆特定区域外で事業を行う場合には、事前に届出をする必要があります。災害を誘発する危険性の高い区域での事業については、必要な措置について命令を出す場合があります。
- ◆許可後又は届出後も一定の事項に変更が生じた場合は、変更の許可申請又は変更の届出を行う必要があります。

⑤ 維持管理計画の策定・公表

- ◆太陽光発電施設及び事業区域を適切に維持管理するため、維持管理計画を作成し、太陽光発電施設を撤去するまで適切に維持管理する必要があります。
- ◆作成した維持管理計画及び維持管理の状況については、インターネットでの公表、標識に掲示するなど容易に確認できる方法により公表してください。

【維持管理計画において記載する項目】

- ・維持管理の基本的事項
事業者名、保守点検責任者、損害保険の加入状況、施設を撤去する際の対応 など
- ・維持管理の実施体制
- ・維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度
- ・太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合の施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないための措置 など

⑥ 工事の届出

- ◆設置工事に着手したとき及び工事を完了したときは届出を行う必要があります。

⑦ 標識の掲示

- ◆事業者の連絡先などを記載した標識を掲示しなければなりません。

⑧ 撤去の届出

- ◆太陽光発電施設を撤去しようとするときは、知事への事前届出が必要になります。

⑨ その他の届出

- ◆事故又は土砂災害等により当該施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければなりません。
- ◆事業を承継した場合は、知事への届出が必要になります。



- ◆条例が遵守されない場合には、指導・助言等の手続きを経て許可の取消し、事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用されます。
- ◆この場合、経済産業大臣への報告により、再エネ特措法（FIT法）による事業計画認定が取消しになる可能性があります。
- ◆また、県内において太陽光発電事業に関する法律・条例等に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可申請について、欠格期間が設定されます。

◆各種手続に伴い提出のあった届出等の内容は長野県公式ホームページで公表します。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 事業基本計画 | ② 説明会の開催記録 |
| ③ 許可の申請書・届出書 | ④ 工事(着手・完了)の届出書 |
| ⑤ 維持管理計画 | ⑥ 撤去の届出書 |
- ほか

07 お問い合わせ先など

● 情報掲載ホームページ

◆次の長野県公式ホームページに関連情報を掲載しています。
(右のQRコードからもご覧いただけます。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>



● 申請・届出方法

◆手続に当たっては、必ずホームページに掲載する「**条例の手引き**」「**許可の手引き**」をご確認いただくようお願いします。

◆地域振興局環境担当課(「お問い合わせ先」参照)へ提出してください。
(損壊等の報告など一部手続を除く。)

◆次のながの電子申請サービスから手続を行うことができます。
(上記「情報掲載ページ」からリンクします。)

● お問い合わせ先

【条例や制度全般について】

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
電話 026-235-7179 FAX 026-235-7491
電子メール taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp

【個別事業の相談、申請書・届出等の提出について】

佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	0267(63)3166
上田地域振興局	環境課	0268(25)7134
諏訪地域振興局	環境課	0266(57)2952
上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	0265(76)6817
南信州地域振興局	環境課	0265(53)0434
木曾地域振興局	総務管理・環境課	0264(25)2234
松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	0263(40)1941
北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	0261(23)6563
長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	026(234)9590
北信地域振興局	環境課	0269(23)0202

【本条例の全部又は一部の適用のない市町村】

市町村名	県条例の適用	県条例の手続
小諸市	一部適用	令和5年6月30日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
小海町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
北相木村	原則全部適用	県の条例で定める 手続が必要 となります。ただし、北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例(令和5年北相木村条例第18号)第8条に規定する禁止区域に係る太陽光発電施設(既存太陽光発電施設を除く。)を除きます。
上田市	一部適用	次のいずれかに該当する事業について県の条例で定める 手続が必要 となります。 ①平成27年9月30日以前に設置の工事に着手した事業 ②平成27年10月1日以降に設置の工事に着手した(する)事業で、事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業以外のもの ※事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業は上田市の条例で定める 手続が必要 となります。
青木村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
諏訪市	一部適用	令和4年6月30日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業(区域を問わない。)と令和6年4月1日以降に 特定区域 で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
茅野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
富士見町	一部適用	令和元年9月30日以前(町の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
原村	一部適用	令和元年9月30日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
伊那市	一部適用	令和4年3月31日以前(市の条例の施行前)に着手した事業した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
辰野町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
中川村	一部適用	令和2年9月30日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
阿智村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
平谷村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
根羽村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
豊丘村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
木曾町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
木祖村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
大桑村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松本市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
安曇野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
朝日村	一部適用	令和元年12月17日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める 手続が必要 となります。
大町市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
池田町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松川村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
白馬村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。